

第5期 おおむら 男女共同 参画プラン (案)

令和4年3月
長崎県大村市

はじめに



本市では、平成 29 年度に第 4 期おおむら男女共同参画プランを策定し、「誰もが活躍できる社会をめざして」を基本理念に掲げ、各分野における男女共同参画、女性の参画促進、人権の尊重などに取り組んでまいりました。

この間、我が国では、少子高齢化や人口減少の急速な進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会経済情勢が大きく変化しました。特に新型コロナウイルス感染症により、非正規雇用の女性の解雇や雇い止めが急増し、家庭内での配偶者等からの暴力が増加・深刻化するなど大きな影響が広がりました。

このような中、豊かで活力があり、安心して暮らすことができる社会を築いていくためには、すべての人が互いに認め合い、それぞれがあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

今般、「第 4 期おおむら男女共同参画プラン」の計画期間が満了するにあたり、こうした社会経済情勢、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れ、「第 5 期おおむら男女共同参画プラン ～誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして～」を策定しました。

男女共同参画社会の実現に向け、本プランを実効性のあるものとするためには、各関係機関、事業者、民間団体及び市民の皆様と市が連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました大村市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などで貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

大村市長 園田 裕史

目 次

第1章 第5期おおむら男女共同参画プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の背景と目的.....	1
2 プランの位置づけ.....	2
3 プランの期間.....	3
4 本プランの策定体制.....	3
(1) 大村市男女共同参画懇話会をはじめとした各種会議における検討.....	3
(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施.....	3
(3) パブリックコメントの実施.....	3
5 近年の男女共同参画の動向.....	4
(1) 国の動向.....	4
(2) 長崎県の動向.....	5
6 本プランとSDGs.....	6
7 大村市男女共同参画懇話会からの提言.....	7
第2章 大村市の男女共同参画の現状と課題	8
1 第4期プランの達成状況と課題.....	8
(1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍.....	8
(2) 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり.....	9
(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と安心な暮らしの実現.....	10
2 市民意識調査結果の概要.....	11
(1) 男女共同参画について.....	11
(2) 女性活躍推進について.....	14
(3) 人権(DV・セクハラ・LGBT)について.....	17
(4) 男女共同参画社会の実現に向けて.....	22
第3章 プランの基本的な考え方	24
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	24
3 施策の体系.....	25
第4章 プランの内容	26
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大.....	26
施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	27
施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進.....	28
施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進.....	29

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり	30
施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	31
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実.....	32
施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進	34
施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	35
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現.....	37
施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進	38
施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援.....	39
施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進	41
施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備.....	43
施策の方向5 防災における男女共同参画の推進	45
第5章 プランの推進	46
1 連携と協働による推進.....	46
(1) 関係行政機関との連携	46
(2) 市民・事業者・各種団体との協働.....	46
2 庁内における推進体制の充実	46
(1) 大村市男女共同参画懇話会	46
(2) 男女共同参画庁内推進会議	46
(3) 男女共同参画庁内推進会議幹事会.....	46
(4) 各課庁内推進員	46
(5) おおむら男女共同参画推進事業実行委員会	47
(6) 大村市男女共同参画推進センター.....	47
3 プランの進行管理	47
(1) 進捗状況の管理.....	47
(2) 市民への情報公開（広報・ホームページでの公表）	47
資料編	48

第1章 第5期おおむら男女共同参画プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的

国は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

令和2年12月には、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

県においては、平成15年に「長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、その後3度の改定が行われ、令和3年3月には「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、「第4次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

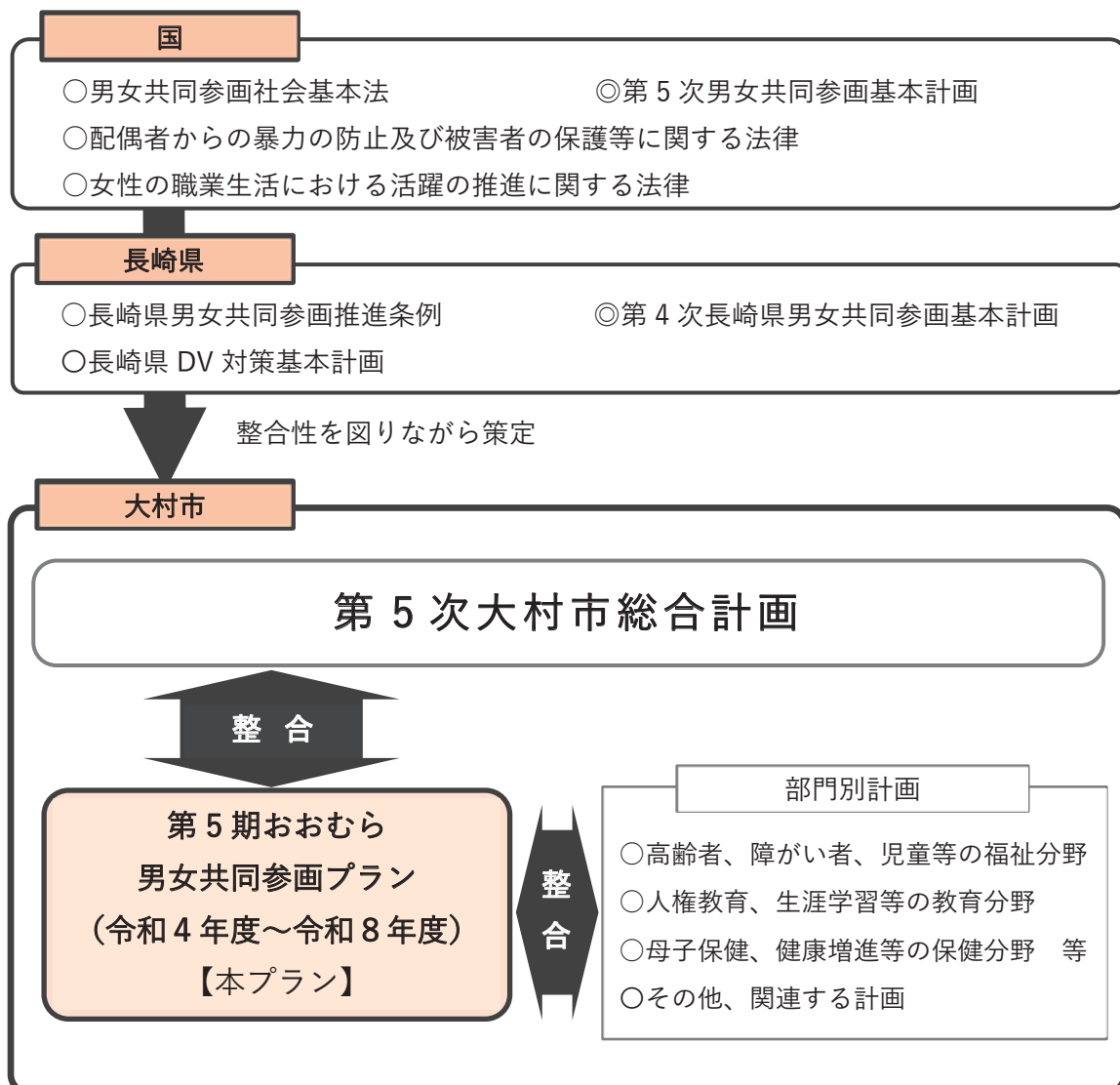
本市では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念等を踏まえ、平成11年に「第1期おおむら男女共同参画プラン」を策定し、その後3度の改定を行い、広報啓発や市民の意識の醸成に努めるとともに、男女共同参画に関する様々な施策を展開し、「第4期おおむら男女共同参画プラン」(計画期間：平成29年度～令和3年度)においては、各分野における男女共同参画、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできました。

このたび、「第4期おおむら男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度で終了することから、社会経済情勢の変化や法制度の拡充、「大村市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、「大村市男女共同参画懇話会」から提出された提言書等を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の理念を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進していくことを目的として「第5期おおむら男女共同参画プラン」を策定するものです。

※1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条)

2 プランの位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」として位置づけるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものです。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第5次大村市総合計画」（平成28年度～令和7年度）の個別計画と位置づけ、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。



3 プランの期間

本プランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、大きな社会情勢の変化や諸制度の変更があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 本プランの策定体制

(1) 大村市男女共同参画懇話会をはじめとした各種会議における検討

本プランの策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び市民参画による計画づくりが必要であるため、学識経験者、関係団体等の代表及び公募市民から構成される大村市男女共同参画懇話会、関係部長等で構成される庁内推進会議、男女共同参画推進に関わる施策や事業の主管課長等で構成される幹事会等において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

プラン策定にあたり、基礎資料とするため市民を対象とした調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

項目	内容
調査時期	令和3年1月
調査対象者	住民基本台帳から年齢構成比を基本に3,000人を無作為抽出
調査方法	調査票の配布は郵送で行い、回答は郵送または市ホームページで受付
配布数	3,000件
有効回答数	1,298件
	内訳：郵送回答 1,059件 市HP回答 239件
有効回答率	43.3%

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映させるため、令和4年3月にプラン案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

5 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動向

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立・改正

平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」などを基本原則とし、国・地方公共団体、一部企業に対し、女性の活躍に関する状況把握・課題分析とそれを解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定等が義務付けられました。

令和元年には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などによる女性活躍の推進、パワハラ^{※1}防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設などハラスメント^{※2}対策の強化などが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成30年5月に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すことなどを基本原則として、公布・施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和3年6月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党その他の政治団体の取組の更なる促進や、セクハラ^{※3}・マタハラ^{※4}等への対応といった国・地方公共団体の施策の強化等について新たに定められました。

③「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

大規模災害が相次ぐ中、令和2年5月に、内閣府は災害対応における意思決定過程への女性の参画促進や男女のニーズの違いへの配慮及び対応をするためにガイドラインを策定し、各都道府県・政令指定都市に対して、本ガイドラインに基づく取組を促進するよう求めています。

※1 **パワハラ**：パワー・ハラスメントの略。同じ職場等で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛をあたえる又は職場環境を悪化させる行為。

※2 **ハラスメント**：人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為。具体的には、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけることです。

※3 **セクハラ**：セクシュアル・ハラスメントの略。性的な言動によって、個人または職場全体に不利益・不快感を与えること。

※4 **マタハラ**：マタニティ・ハラスメントの略。働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

④「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、人口減少社会の本格化やジェンダー^{※1}平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設け、これら11分野及び推進体制の整備・強化について、それぞれ令和12年度末までの「基本認識」及び令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」並びに「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

(2) 長崎県の動向

長崎県では、平成14年に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行され、その趣旨や理念等を踏まえて、平成15年3月に「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、社会経済環境の変化に伴い3度の計画改定を行っています。

平成26年には、県内の経済団体、国・県・市町、大学、企業を中心として「ながさき女性活躍推進会議」が発足されました。同会議は女性が活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的として活動しています。

令和3年3月に「第4次長崎県男女共同参画推進計画～ながさき”輝き”プラン2025～」を策定し、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会」を目指すべき姿とし、基本目標として①あらゆる分野における女性の参画拡大、②誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり、③安全・安心な暮らしの実現、④推進体制の整備・強化の4つを掲げて様々な施策を展開しています。



※1 ジェンダー：「男らしさ、女らしさ」など、それぞれの性にふさわしいとされる行動や態度など社会的、文化的に形成された性別のこと。生物学的な差異に基づく男女の性別とは区別する。

6 本プランとSDGs






SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことで、2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

本市においてもSDGsの理念を踏まえながら、持続可能なまちづくりに向けて様々な取組を進めています。

本プランの内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本プランの取組を推進します。



【本プランに掲げる施策と関連するSDGsのゴール】

	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

7 大村市男女共同参画懇話会からの提言

第5期プランの策定にあたり、令和4年1月、大村市男女共同参画懇話会から市長へ提言書が提出されました。

提言1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画が拡大するよう、具体的な目標を設定するなど、実効性のある方法を検討し、より推進されたい。

提言2 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現

あらゆる場面において男女共同参画に対するすべての人の理解促進を図り、意識の変化が行動変容につながるようにしなければならない。特に家事や子育て、介護における男性の参画を促進するためには、働く場における男性中心型労働慣行を見直す必要がある。

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス^{※1}（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を進められたい。

提言3 あらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力の根絶については、特にDV^{※2} 被害者支援のための対策を講じられたい。

提言4 誰もが安心して暮らせる社会の形成

ひとり親世帯、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ^{※3} などすべての多様な人が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組を進められたい。

提言5 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進に向け、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備えや初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において男女共同参画の視点に立った取組ができるよう体制づくりを進められたい。

※1 **ワーク・ライフ・バランス**：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※2 **DV**：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力のこと。身体的な暴力のほか、精神的・経済的・性的な暴力も含む。

※3 **性的マイノリティ**：性的指向（どのような性別の人を好きになるか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）等が典型でないとされる人のこと。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれるが、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決めない・分からない人など、多様な性が存在する。

第2章 大村市の男女共同参画の現状と課題

1 第4期プランの達成状況と課題

第4期プランにおける基本目標ごとの指標の達成状況と課題は次のとおりです。

◎：目標値達成
↗：達成はしていないが、基準値を上回る
↘：基準値を下回っている
—：新型コロナウイルスの影響により実績なし

(1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

基本目標Ⅰは、プランの推進を図るための指標として8項目を設け、25の取組を行ってきました。達成状況につきましては、8項目中、基準値を上回った項目が4項目、基準値を下回った項目が3項目、実績なしが1項目で、目標を達成できた項目はありませんでした。

「審議会等への女性の参画割合」については実績値が26.0%で、基準値をわずかに上回っていますが、目標値である35.0%を大きく下回っています。取組としては、審議会等の所管課から関係団体に対し、女性委員の積極的な推薦を依頼してきましたが、「団体代表や団体推薦者に女性が少ない」、「専門的知識や技能、資格を必要としているが、その職に女性が少ない」等の理由により、女性の参画が伸びていない状況があります。

また、市民意識調査の結果では、今後さらに女性が政策や方針を決定する場へ参画していくためには、組織運営の改善や更なる理解促進、男女ともに意識を高めていくことが必要であるとの意見が多く挙がっています。

今後、関係団体の理解と協力を得ながら役職にとらわれない登用や、政策・方針を決定する場へ参画する意識の向上を目指す取組が必要です。

プランの推進を図るための指標	基準値 (H28年度)	目標値 (R3年度)	参考 (R1年度)	実績 (R2年度)	達成 状況
審議会等への女性の参画割合	25.6%	35.0%	24.9%	26.0%	↗
地区別ミーティングの女性の参加率	20.0%	35.0%	22.7%	—	—
女性のための再就職講座参加者数	33人	60人	20人	18人	↘
産業支援センターを活用した女性の割合	—	40.0%	28.6%	19.4%	↗
家族経営協定の締結組数	152組	177組	156組	163組	↗
男性の生活自立のための実践講座参加者数	28人	60人	184人	12人	↘
ボランティア団体のボランティアセンター 利用件数	1,300件	1,450件	1,117件	1,165件	↘
自主防災組織の結成率	53.2%	80.0%	56.1%	58.1%	↗

(2) 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本目標Ⅱは、指標として7項目を設け、17の取組を行ってきました。達成状況につきましては、7項目中、基準値を上回った項目が2項目、基準値を下回った項目が5項目で、目標を達成できた項目はありませんでした。

「男女が平等な社会」と感じる割合及び「男女共同参画社会」について理解している人の割合は、毎年実施している市民満足度調査の結果によるものです。「男女共同参画社会」について理解している人の割合は、52.8%で目標値には届いていないものの増加傾向にあります。一方、「男女が平等な社会」と感じる割合は、34.1%で基準値を下回っています。

市民意識調査で男女の平等感について尋ねたところ、「社会の通念や慣習・しきたり」、「社会全体」、「政治や行政の政策・方針決定の場」において、男性が優遇されているとの認識が高く、いまだに固定的な性別役割分担意識^{※1}が大きな存在であることがうかがえ、その意識の解消が課題となっています。一方、「学校教育の場」では男女の平等感が高い結果となっており、小・中学校における男女共同参画の視点に立った教育や、児童・生徒に向けた人権教育、性別にとらわれない進路指導等の取組が効果を挙げている状況です。

また、男女共同参画意識の普及啓発、理解の促進のために実施している講座や講演会の参加状況については、男性や若年層の参加数が伸び悩んでいる傾向があります。今後は性別にかかわらず、より幅広い年代に参加してもらえるよう、内容や周知方法の検討をさらに進めていく必要があります。

プランの推進を図るための指標	基準値 (H28年度)	目標値 (R3年度)	参考 (R1年度)	実績 (R2年度)	達成 状況
「男女が平等な社会」と感じる人の割合	41.9%	60.0%	36.8%	34.1%	
「男女共同参画社会」について理解している人の割合	47.0%	60.0%	47.2%	52.8%	
男女共同参画講座・講演会への参加者数	1,927人	2,100人	1,936人	131人	
地域への男女共同参画出前講座の参加者数	254人	300人	229人	40人	
子育て相談件数	8,706件	9,000件	6,256件	4,183件	
病児保育施設を利用する幼児数	2,136人	3,600人	1,478人	581人	
放課後児童クラブを利用する児童数	1,561人	1,875人	1,824人	1,820人	

※1 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲは、指標として7項目を設け、32の取組を行ってきました。達成状況につきましては、7項目中、基準値を上回った項目が1項目、基準値を下回った項目が3項目、実績なしが2項目、目標を達成できた項目が1項目でした。

近年、DV被害などを含む相談件数が増加しており、令和2年度に男女共同参画推進センターに寄せられた相談件数は239件(延べ)で、平成28年度の94件(延べ)の約2.5倍になっています。

「配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合」については、令和1年度の実績値が51.4%で、目標値には届いていませんが、基準値の28.1%を大きく上回っています。取組としては、広報紙やホームページ等による広報、イベントや「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「国際女性デー」にあわせた周知活動、公共施設や商業施設に相談機関のカードを設置するなどの取組を行いました。一方、市民意識調査の結果では、DV被害を受けた際に、『どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)』との回答が約5割を占めています。その結果から、DV被害者にDVから抜け出すことを諦めさせない取組が求められています。引き続き相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、DVの危険性について理解を広め、相談につながりやすい窓口づくりに努める必要があります。

「デートDV^{※1}予防講座」は、市内の中高生を対象に実施しています。市民意識調査ではDVの防止策について『人権を尊重する教育を学校・地域・職場・家庭で充実する』との意見が多数挙がっており、自らがDVの加害者や被害者にならないよう、若年層に対する受講体制を更に整えていく必要があります。

プランの推進を図るための指標	基準値 (H28年度)	目標値 (R3年度)	参考 (R1年度)	実績 (R2年度)	達成 状況
人権教育啓発のための講演会及び研修会の参加者数	418人	500人	334人	—	—
デートDV予防講座参加者数	1,790人	3,000人	1,230人	737人	↓
配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	28.1%	60.0%	51.4%	—	—
乳がん検診受診率	26.5%	50.0%	31.5%	20.0%	↓
子宮がん検診受診率	30.5%	50.0%	37.1%	38.6%	↗
高等職業訓練促進給付費制度利用による就職率	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	◎
生活保護受給者で就労開始した人の数	78人	90人	90人	50人	↓

※1 デートDV：10代や20代などの若い世代に生じる交際相手からの暴力のこと。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や行動をデートDVと呼んでいる。

2 市民意識調査結果の概要

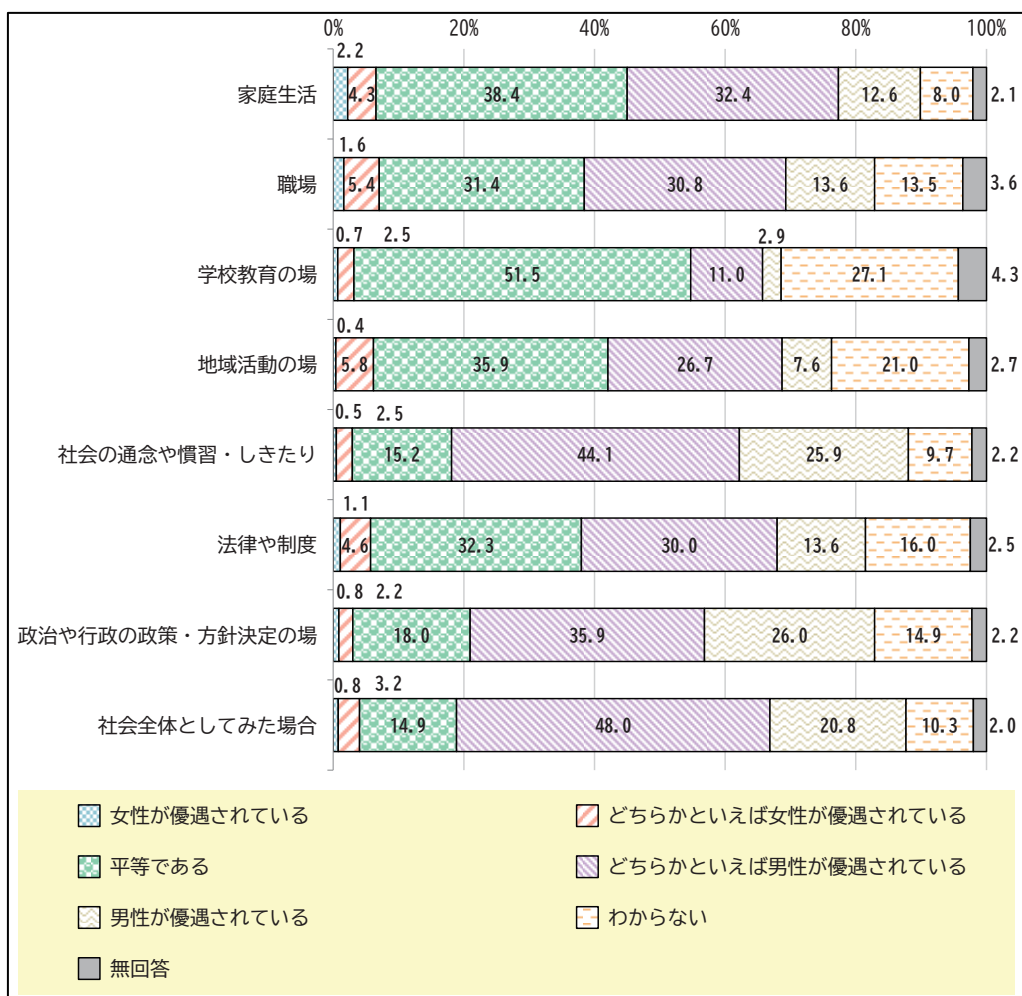
令和3年1月に、市民3,000人を対象として「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、1,298人から回答をいただきました。調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 男女共同参画について

①社会のあらゆる分野における男女の平等感について

『男性が優遇されている』『どちらかといえば男性が優遇されている』と答えた人の割合は、『社会の通念や慣習・しきたり』が70.0%で最も多く、次いで『社会全体』『政治や行政の政策・方針決定の場』となっています。また、『平等である』が最も多かったのは『学校教育』で51.5%となっています。

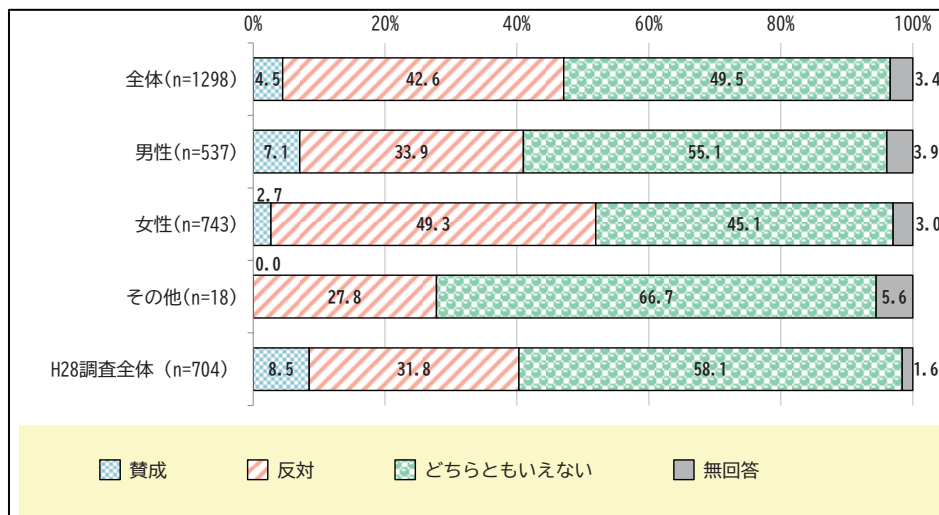
■社会のあらゆる分野における男女の平等感



②『男は仕事、女は家庭』という考え方について

『反対』が42.6%、『賛成』が4.5%、『どちらとも言えない』が49.5%で、平成28年度調査と比較すると、『反対』が10.8ポイント増加しています。一方、性別で比較すると『反対』は男性が33.9%、女性は49.3%で、15.4ポイントの開きがあります。

■『男は仕事、女は家庭』という考え方について

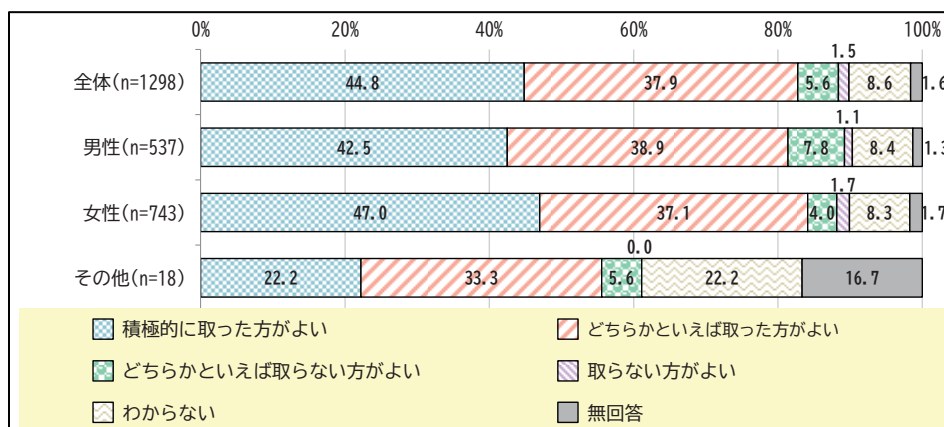


③男性の育児休業取得について

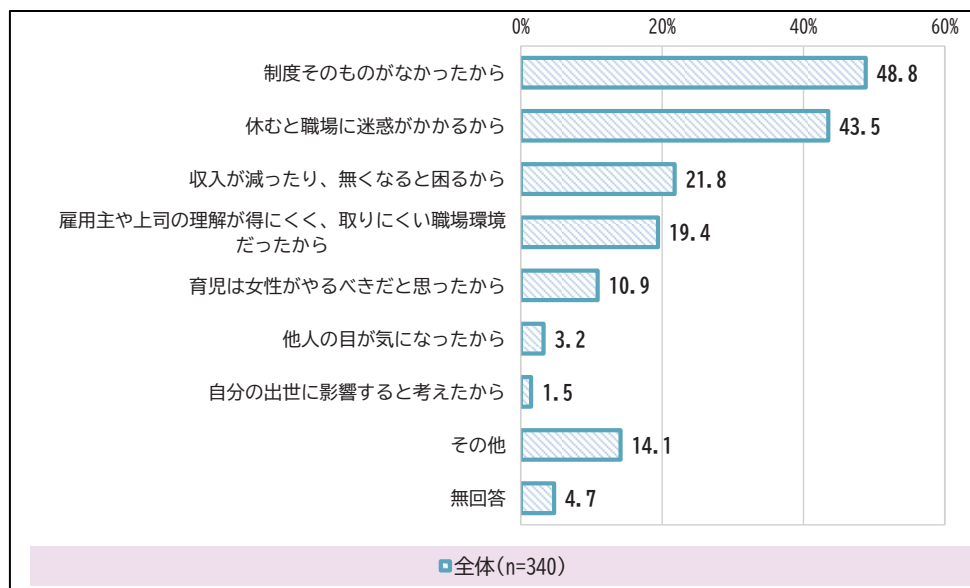
男性が「育児休業」を取ることにについて、全体では『積極的に取った方がよい』が44.8%で最も多く、次いで『どちらかといえば取った方がよい』が37.9%で、合わせて8割以上が育児休業取得に肯定的であることがわかります。

また、育児休業を取得しなかった理由については、『制度そのものが無かったから』が48.8%で最も多く、次いで『休むと職場に迷惑がかかるから』、『収入が減ったり、無くなると困るから』、『雇用主や上司の理解が得にくく、取りにくい職場環境だったから』が続いています。

■育児休業を取得することについて



■ 育児休業を取得しなかった理由（複数回答）



まとめ

- 社会生活の多くの場面で「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が高く、特に男性よりも女性の方が強く感じています。一方、「平等である」との意識はどの場面においても女性よりも男性の方が高く、男女の意識に隔たりがあります。
男女の不平等感の解消のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画する機会を確保し、特に政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進する必要があります。
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、平成 28 年度調査と比較すると「賛成」が 4.0 ポイント減少し、「反対」が 10.8 ポイント増加していることから、「固定的性別役割分担意識」に多少の変化がみられます。しかし、今回の調査を性別で比較すると「反対」は男性が 33.9%、女性が 49.3%で、15.4 ポイントの開きがあり、まだまだ男女の意識に違いがあります。
引き続き、男女が平等にあらゆる分野で活躍できるよう、すべての人に向けた意識啓発が重要です。
- 男性の育児休業取得については、肯定的な意見が 8 割を超えているものの、実際の取得には、周囲の理解や制度を利用しやすい職場環境の整備が課題となっています。制度を気兼ねなく利用できるような職場環境の整備と周囲の理解を進めるための周知・啓発が必要です。

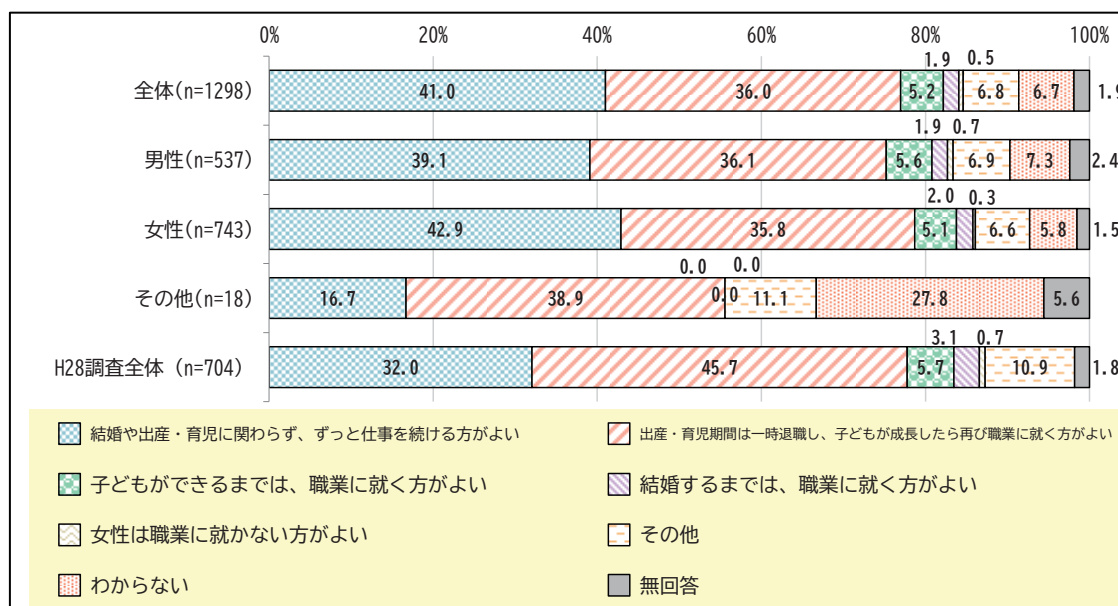
(2) 女性活躍推進について

①女性が職業に就くことについて

『結婚や出産・育児に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい』が41.0%で最も多く、次いで『出産・育児期間は一度退職し、子どもが成長したら再び職業に就く方がよい』が36.0%となっており、合わせて77.0%が出産・育児を経験した後も職業に就く方がよいと回答しています。

平成28年度調査と比較すると、『結婚や出産・育児に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい』が32.0%から9ポイント増加しており、子どもの有無にかかわらず女性は仕事を続ける方がよいと考える人が多くなっています。一方で、『その他』の意見では、個人の生き方であり、それぞれの判断でよいとの回答も多くみられました。

■女性が職業に就くことについての意識

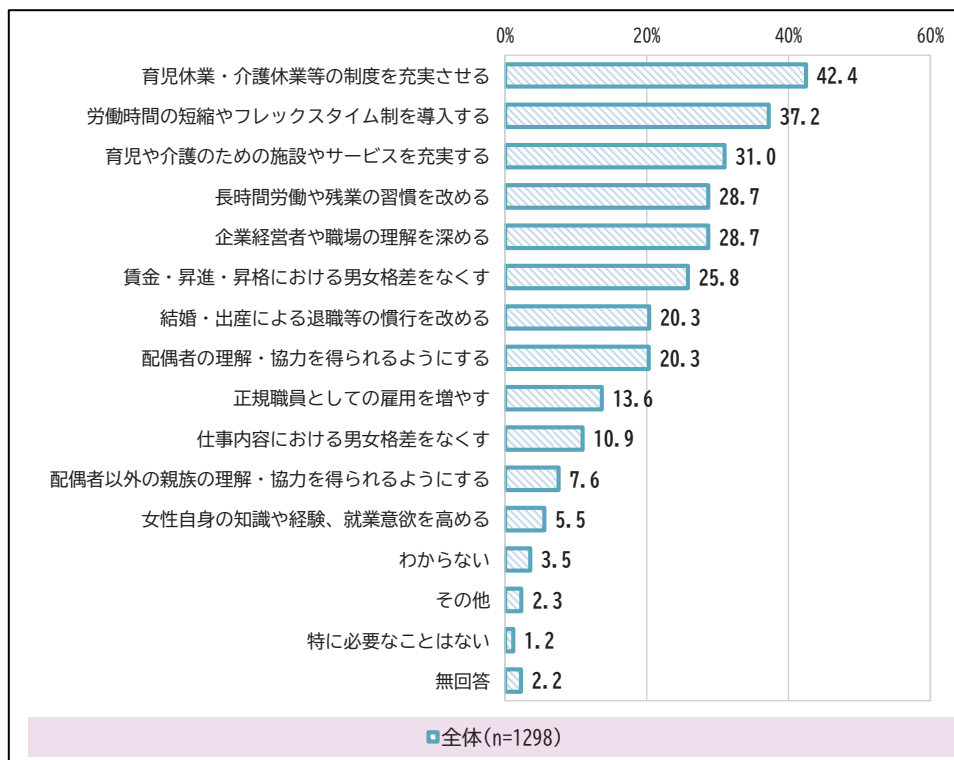


②出産や子育て等により退職することなく、継続して女性が働くために必要なことについて

『育児休業・介護休業の制度を充実させる』、『労働時間の短縮やフレックスタイム制^{※1}の導入』、『育児や介護のための施設やサービスを充実する』、『長時間労働や残業の習慣を改める』、『企業経営者や職場の理解を深める』といった項目が回答の上位となっています。

※1 フレックスタイム制：自由勤務時間制のこと。1か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定して働く制度。

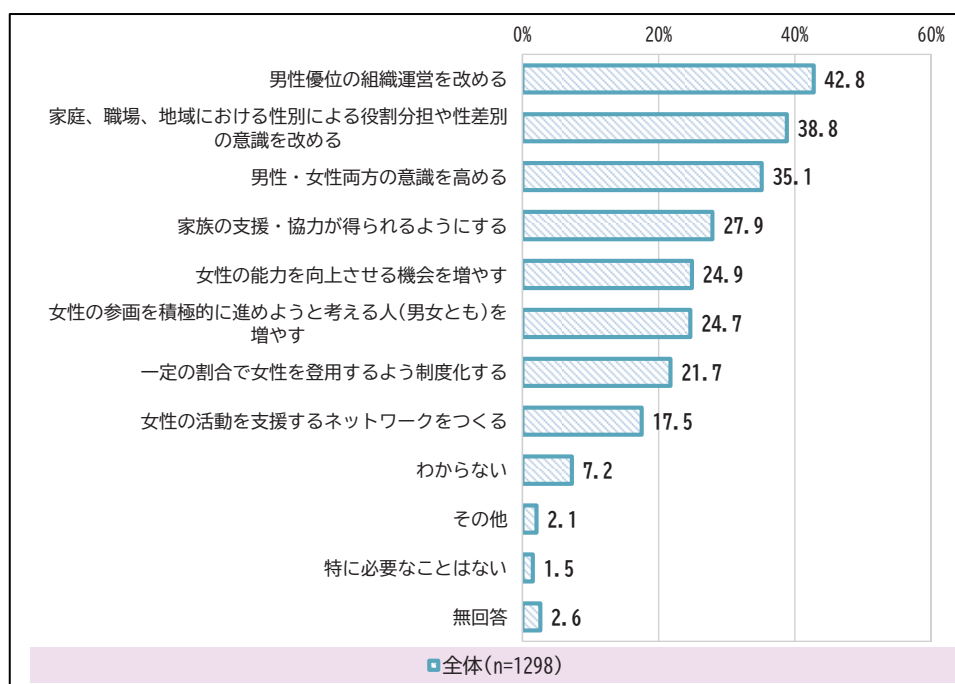
■女性が継続して働くために必要なこと（複数回答）



③政策や方針を決定する場へ女性が参画するために必要なことについて

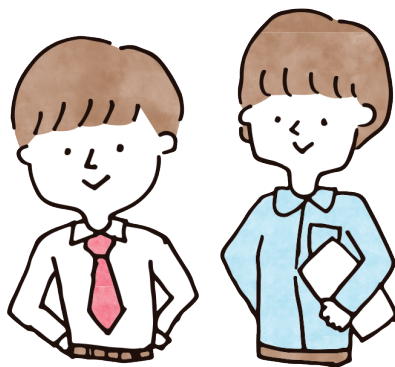
『男性優位の組織運営を改める』が42.8%と最も多く、次いで『家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める』、『男性・女性両方の意識を高める』が続いています。

■政策や方針を決定する場へ女性が参画するために必要なこと（複数回答）



まとめ

- 女性が職業に就くことについては、77.0%の人が出産・育児後も職業に就く方がよいと考えています。その一方で、『その他』と回答した人の意見で、「人それぞれの生き方を尊重すべき」、「家族で話し合い納得できていれば、どの選択肢でもいい」とあるように多様な働き方への肯定的な意見が見受けられます。
人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発を進める必要があります。
- 女性が継続して働き続けるために必要なこととして、出産や子育て、介護等のライフステージ^{※1}に応じた柔軟な働き方が選択できるとともに、育児休業や介護休業などに関する制度やサービスの充実、職場環境の整備や周囲の人の理解といった様々な角度からの支援が求められており、サービス等の充実と周知啓発を共に進めていく必要があります。
- 女性が政策や方針を決定する場へ参画していくためには、「男性優位」や「性別役割分担意識」といった固定的な社会通念を改め、組織運営の改善や男女双方の意識を高めるための啓発が必要です。



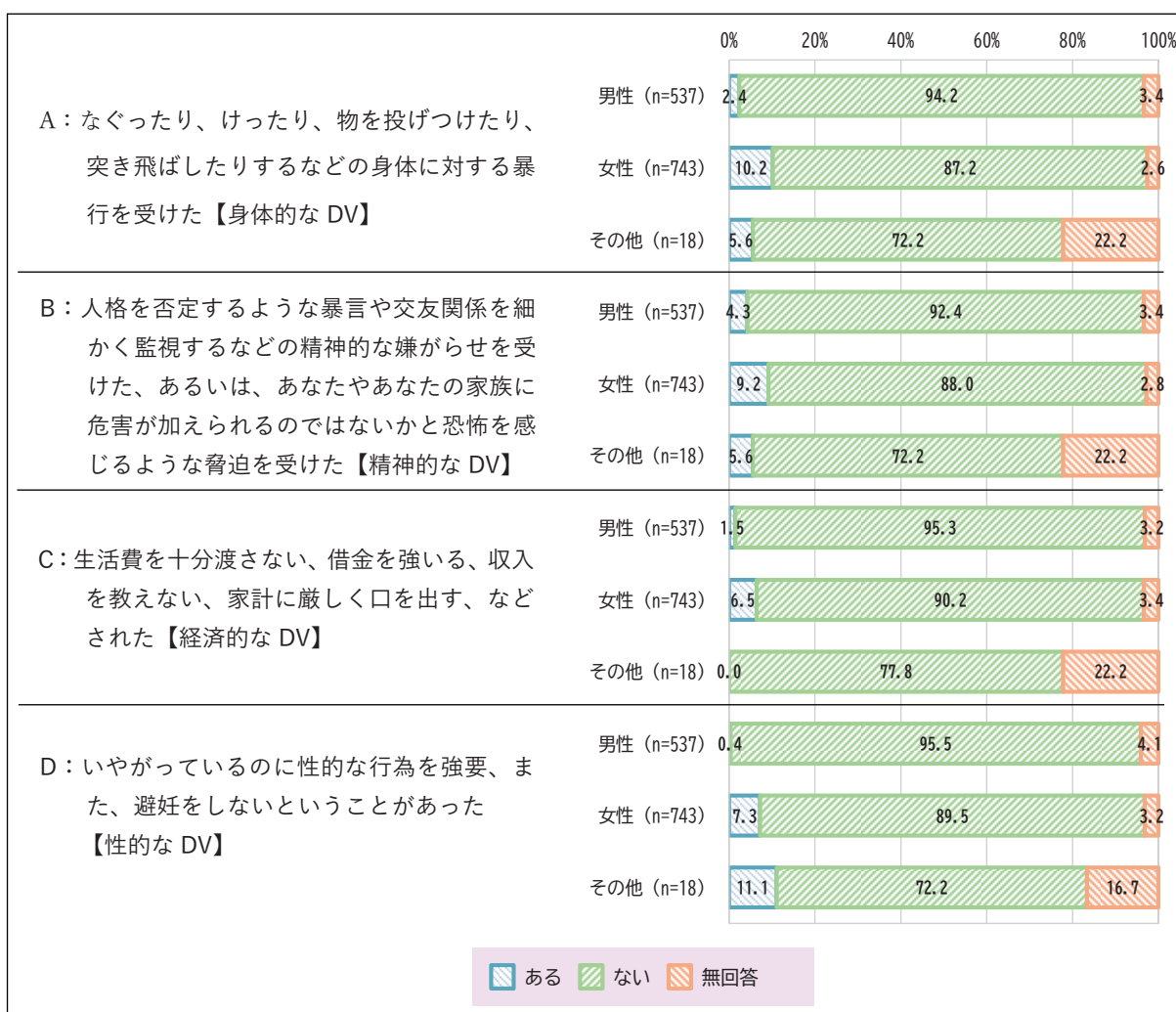
※1 ライフステージ：年齢や人生の節目（出生・入学・就職・結婚・出産など）に伴って変化する生活段階のこと。

(3) 人権 (DV・セクハラ・LGBT※1) について

① DV被害の経験について

各DVにおいて、被害の経験がある人の割合は、すべて女性が男性を上回っています。女性におけるそれぞれの被害の割合は、殴ったり、蹴ったりするなどの『身体的なDV※2』が10.2%、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの『精神的なDV※3』が9.2%、生活費を渡さないなどの『経済的なDV※4』が6.5%、『性的なDV※5』が7.3%となっています。

■ DV被害の経験の有無



※1 **LGBT** : 性的マイノリティを表す言葉の一つ。女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態 (トランスジェンダー、Transgender) の頭文字。

※2 **身体的なDV** : 殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす、物を使ってたたく、引きずり回すなど、体を傷つける暴力のこと。

※3 **精神的なDV** : 大声で怒鳴る、無視する、脅す、壁をたたいたりドアを蹴ったりする、相手が大切にしている物を壊す、電話やメールで行動をチェックする、実家や友人との付き合いを制限するなど、精神的に追い込む暴力のこと。

※4 **経済的なDV** : 生活費を渡さない、酒やギャンブルに生活費をつぎ込む、仕事を制限するなど、経済的に自由を許さないこと。

※5 **性的なDV** : 性交渉を強要する、避妊をしない、中絶を強制する、異常に嫉妬心を抱くなど、性的に心身ともに受ける暴力のこと。

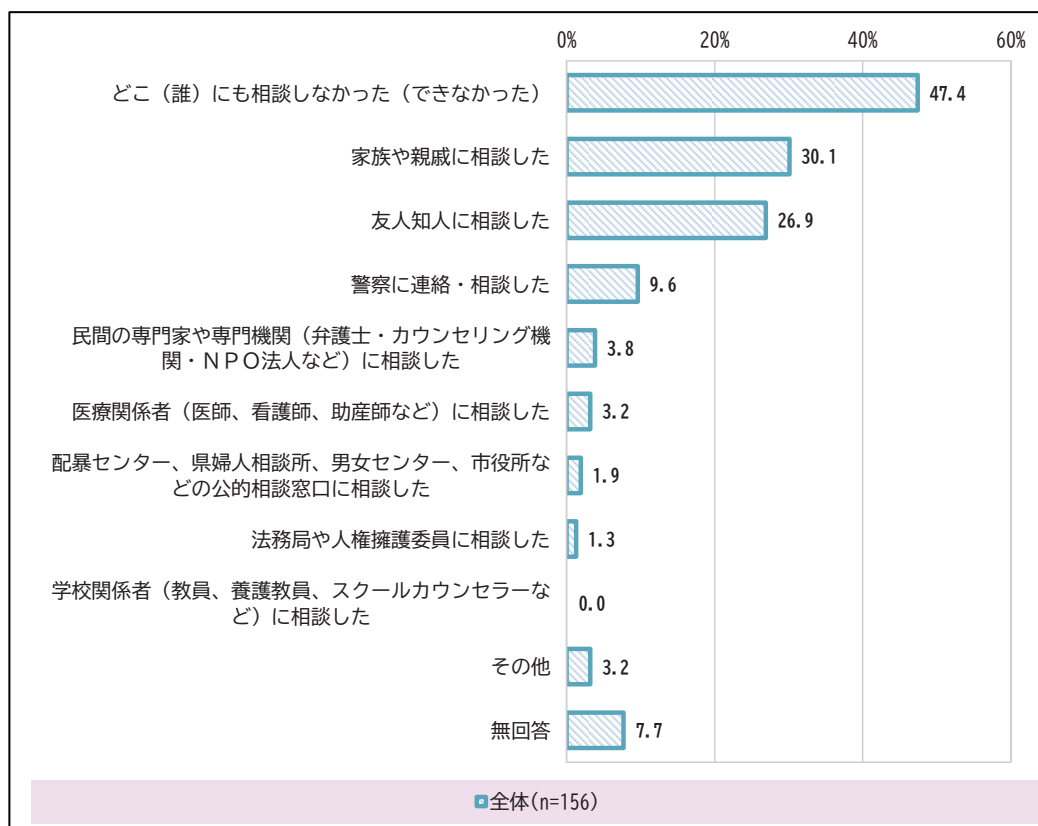
②DV被害に関する相談状況について

『どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）』が47.4%で最も多く、実際に打ち明けたり、相談をした相手は『家族や親せき』が30.1%、次いで『友人・知人』が26.9%となっており、まずは身近な人に相談している状況がうかがえます。一方、民間の専門機関や、県及び市の公的な相談窓口等に相談したとの回答の割合は低くなっています。

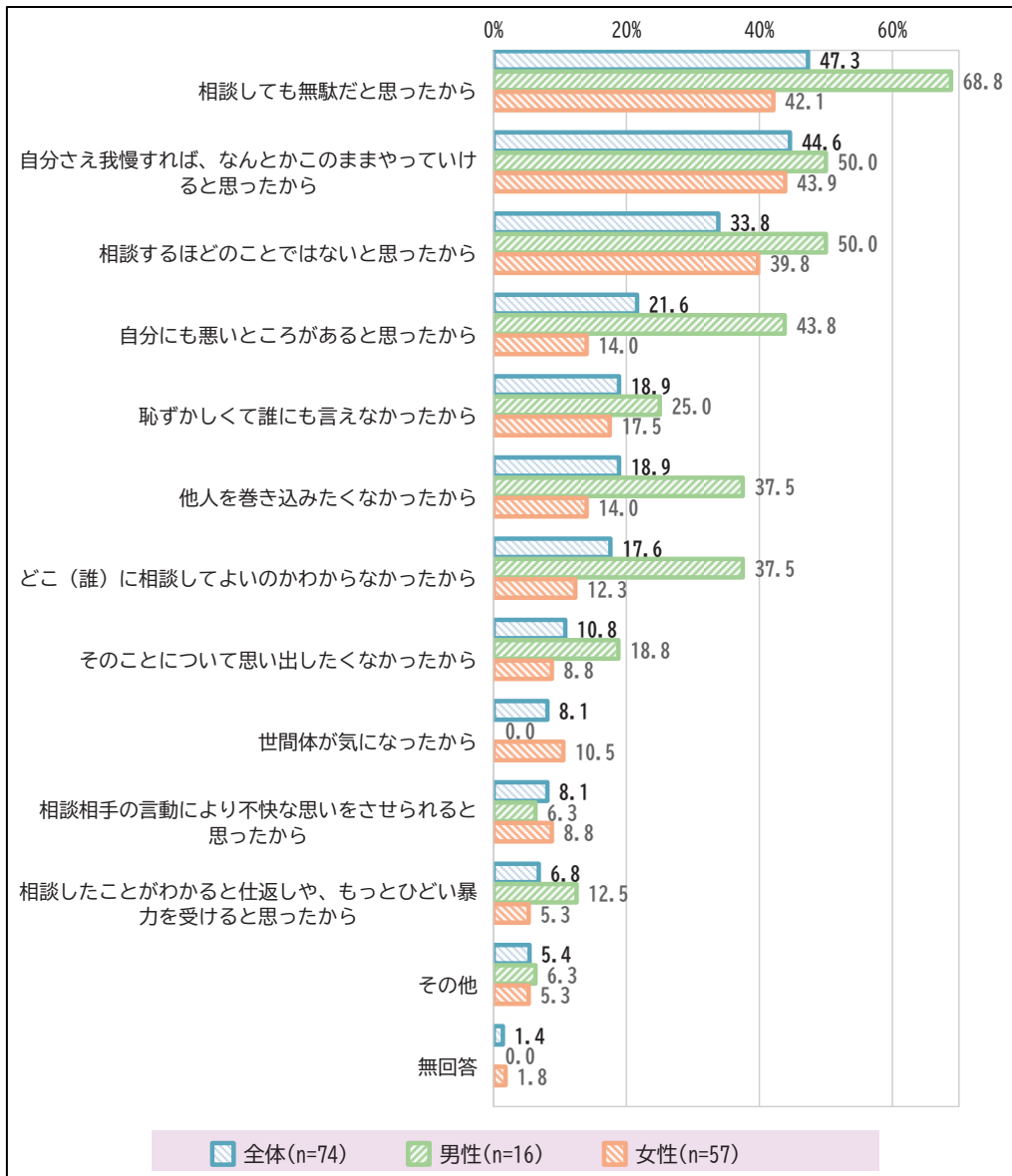
DV被害を相談しなかった（できなかった）理由については、男性では「相談しても無駄だと思ったから」の68.8%、女性では『自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから』の43.9%が最も高い割合となっています。

また、女性と比較して男性では「自分にも悪いところがあったから」、「他人を巻き込みたくなかった」、「どこに相談してよいのかわからなかった」、「そのことについて思い出したくなかった」の割合が高い状況となっています。

■DV被害に関する相談状況（複数回答）



■相談しなかった（できなかった）理由（複数回答）

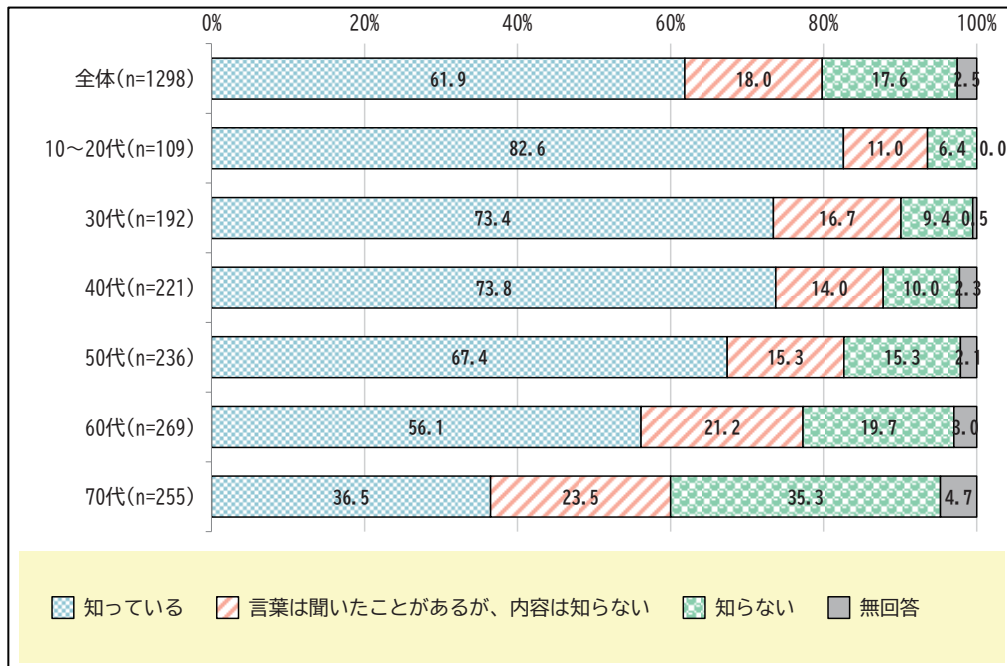


③『性的マイノリティ』や『LGBT』という言葉の認知度について

『知っている』が61.9%、『言葉は聞いたことがあるが内容は知らない』が18.0%となっています。

年代別で見ると、若年層では「性的マイノリティ」や「LGBT」という言葉の認知度が高く、年代が上がるにつれて低くなっています。

■『性的マイノリティ』や『LGBT』という言葉の認知度

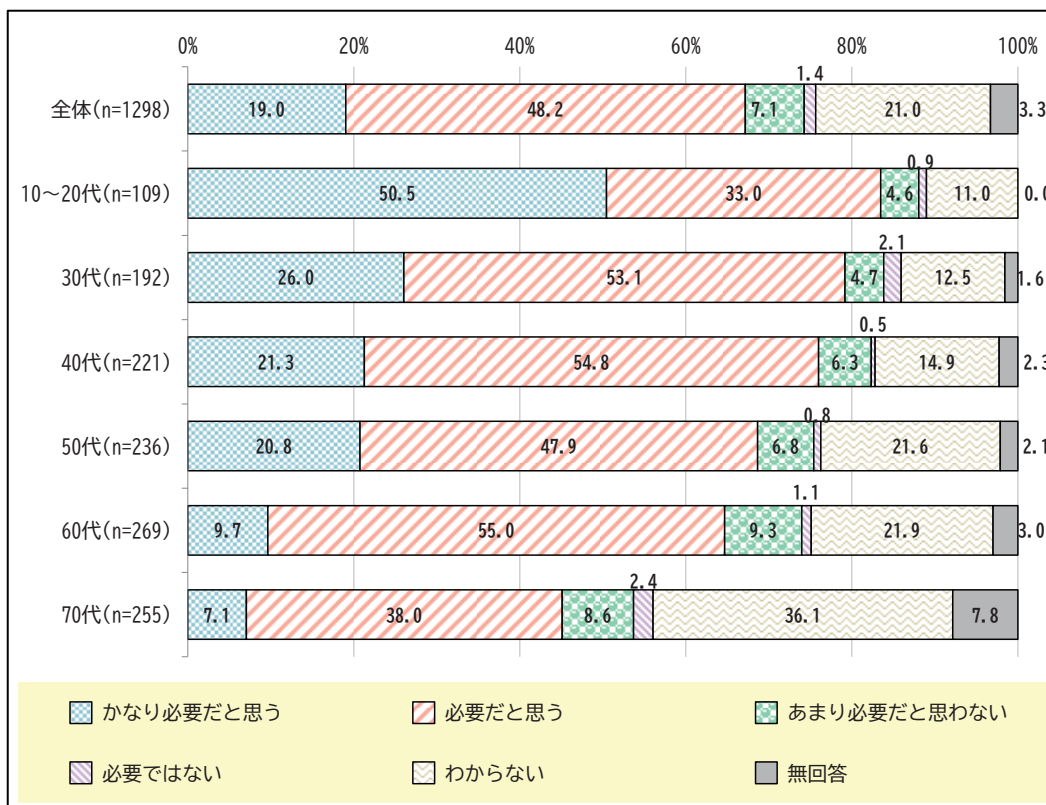


④LGBTなどの性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るための取組の必要性について

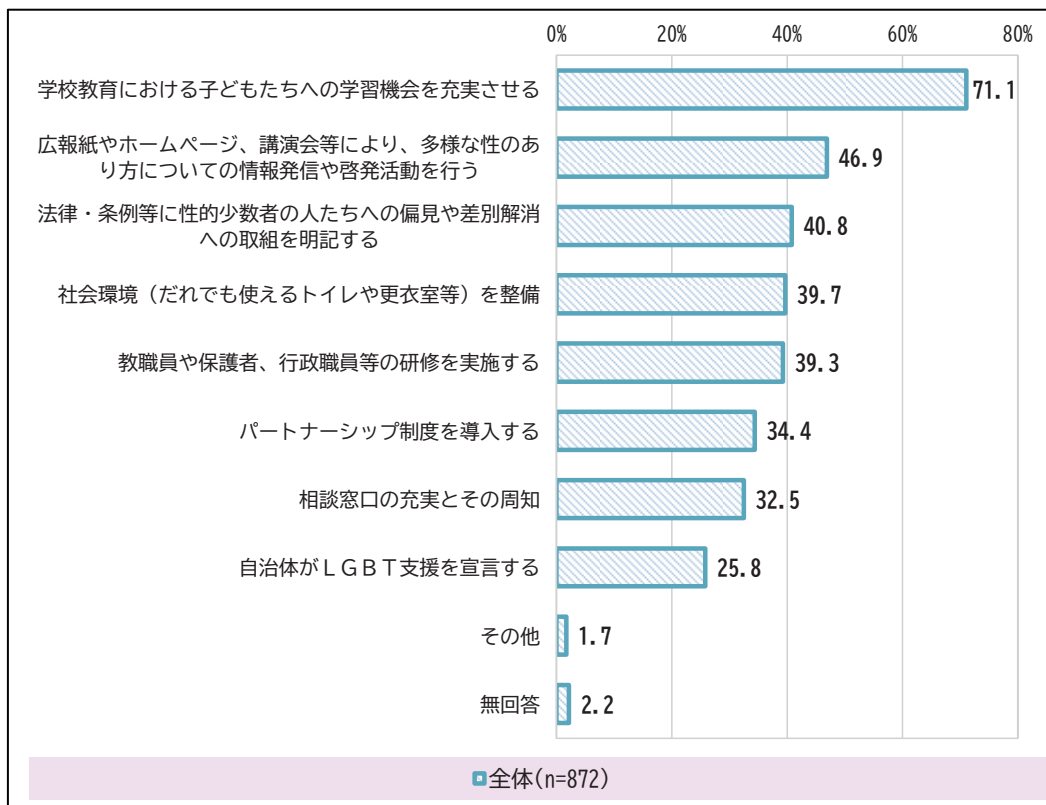
全体では『かなり必要』と『必要』を合わせると67.2%となり、多くの人がある必要性を感じている状況です。年代別にみると、10~20代は83.5%と非常に高い状況ですが、60代では64.7%、70代では45.1%となっており、全国的な傾向と同じく、年代が上がるにつれて低くなっています。

また、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るために必要なこととして、『学校教育における子どもたちへの学習機会を充実させる』が71.1%と最も多く、次いで『情報発信や啓発活動を行う』、『法律・条例等に偏見や差別解消への取組を明記する』となっています。

■性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るための取組の必要性（年代別）



■性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るために必要なこと（複数回答）



まとめ

- 女性のDV被害の経験については、『身体的DV』が10.2%、『精神的DV』が9.2%で、各DVとも男性を上回り、女性の方が暴力を受けやすい状況にあります。暴力被害を長期化・深刻化させないため、早期に相談機関につながるよう、窓口の周知が重要です。
- DV被害を受けても『どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）』人が約半数を占めており、その理由としては、男性は『相談しても無駄だと思った』、女性は『自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った』が最も多いことから、「諦め」や「我慢」を強いられている人が多く存在することがうかがえます。
被害を受けている人が相談しやすい窓口体制を整えるとともに、暴力の加害者・被害者のいずれにもならないよう、多様な機会を通じた意識啓発が重要です。
- 『性的マイノリティ』や『LGBT』という言葉の認知度は若年層ほど高く、年代が上がるにつれて低くなっていることから、幅広い年代への周知・啓発を進める必要があります。
- 性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るための取組の必要性についても、若年層がより高く必要性を感じており、年代が上がるにつれて低くなっています。また、暮らしやすい社会を作るために必要なこととして、学校等での学習機会の充実や様々な媒体を通じた情報発信・啓発活動、社会環境の整備や研修の実施等、周知・啓発を進めていくことが求められています。

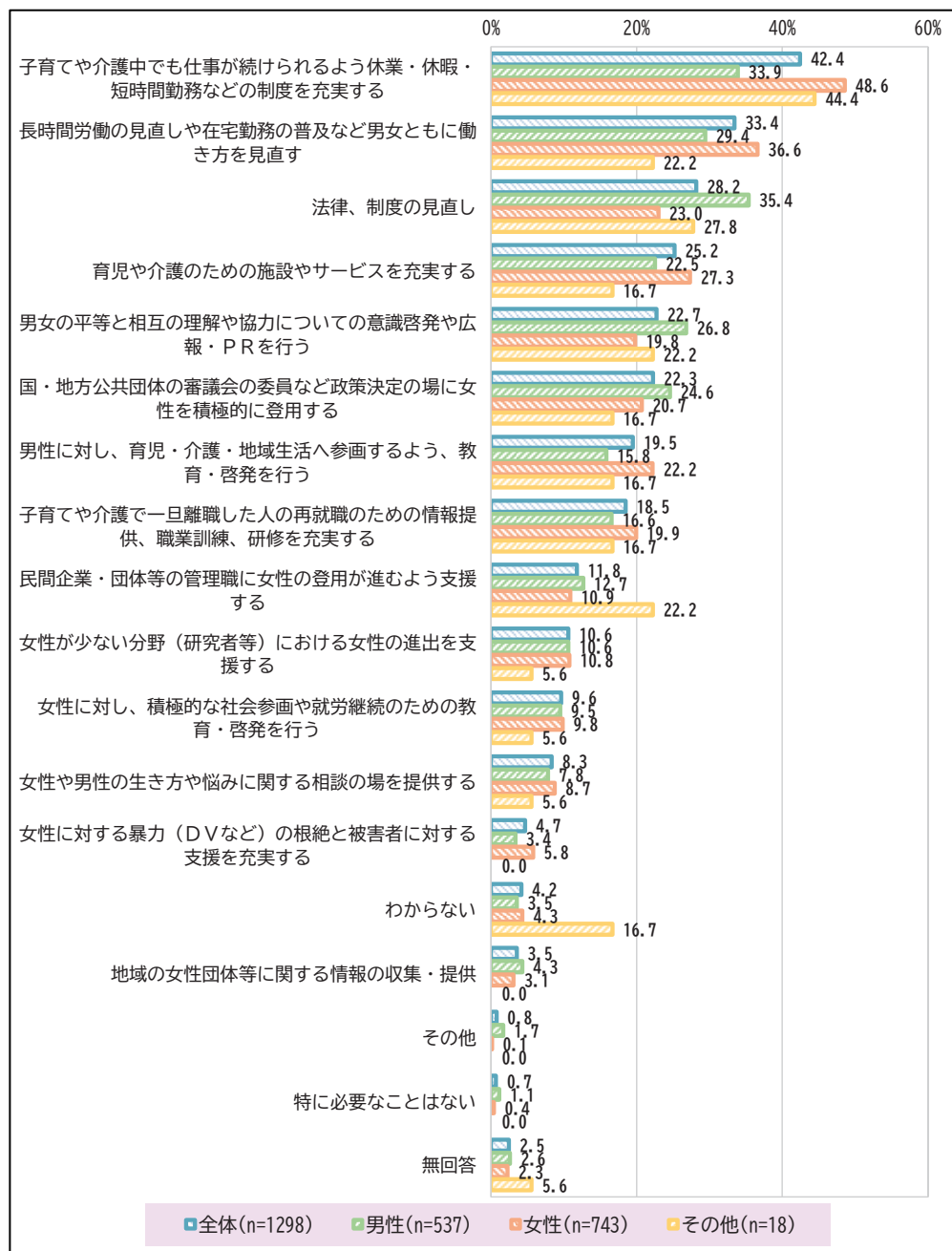
（４）男女共同参画社会の実現に向けて

①今後、行政が力を入れていくべき施策について

『子育てや介護中でも仕事が続けられるよう休業・休暇・短時間勤務などの制度を充実する』が42.4%と最も多く、次いで『長時間労働の見直しや在宅勤務の普及など男女ともに働き方を見直す』が33.4%となっています。

性別で見ると、男性と比較して女性では『子育てや介護中でも仕事が続けられるよう休業・休暇・短時間勤務などの制度を充実する』が14.7ポイント、『長時間労働の見直しや在宅勤務の普及など男女ともに働き方を見直す』が7.2ポイント高くなっています。

■ 今後、行政が力を入れていくべき施策について（複数回答）



まとめ

- 行政には、子育てや介護等がしやすい制度の充実や働き方を見直し、サービスの充実など幅広い支援が望まれています。
- 今後も引き続き、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場において、誰もが互いに尊重し、認め合う社会の大切さを周知啓発していく必要があります。

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

第5期プランでは、「誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして」を基本理念として、本市における男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めていきます。

誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして

2 基本目標

本プランは、基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を設定し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消に努めます。また、制度・慣行の見直しと意識改革、就業環境の整備、両立支援の充実など、多様な働き方を実現するための環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

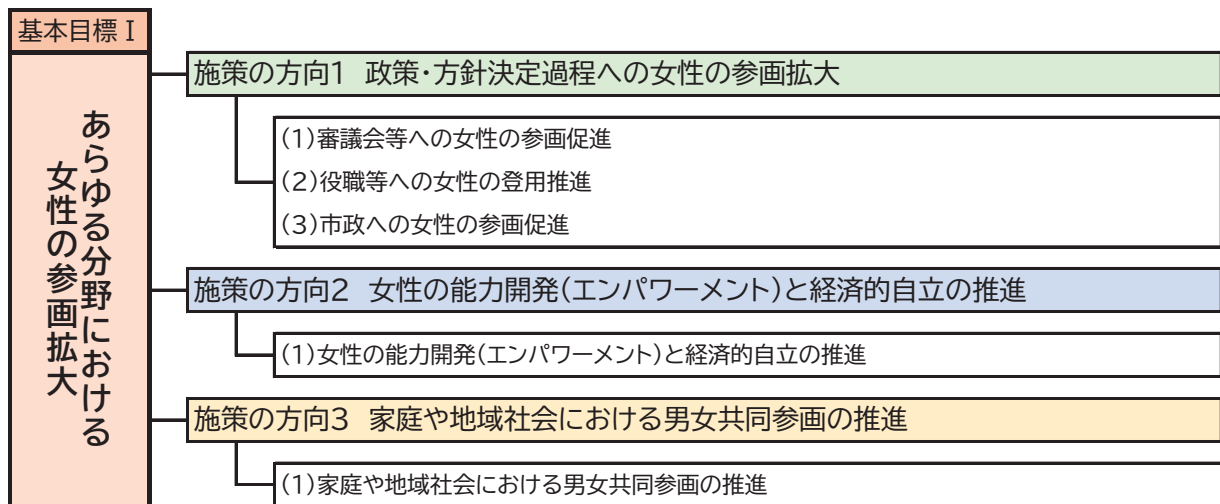
男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備に取り組みます。また、ひとり親世帯、高齢者や障がいのある人など生活上の困難を抱える人への支援を含め、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進します。さらに、防災において男女共同参画の視点を十分に反映し、緊急時における安全・安心の確保に努めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	具体的な施策
誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして	基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等への女性の参画促進 P27 (2) 役職等への女性の登用推進 P27 (3) 市政への女性の参画促進 P28
		2 女性の能力開発(エンパワメント)と経済的自立の推進	(1) 女性の能力開発(エンパワメント)と経済的自立の推進 P28
		3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進	(1) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進 P29
	基本目標Ⅱ 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり	1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 雇用環境の整備に向けた取組の推進 P31 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 P32
		2 男女共同参画の視点に立った支援の充実	(1) 子育て支援の充実 P32 (2) 介護サービスの充実 P33
		3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進	(1) 男女共同参画への理解の促進 P34 (2) 男女共同参画に関する周知・啓発 P35
		4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 学校等における男女平等教育の推進 P36 (2) 多様な学習機会の充実 P36
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	1 互いの人権を尊重する社会の推進	(1) 人権が尊重される社会づくり P38 (2) 性的マイノリティ(LGBTQ+)への理解促進 P38
		2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援	(1) DV等の防止 P40 (2) 相談支援体制の充実 P40 (3) 被害者に向けた支援の充実 P41
		3 生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援 P42 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 P42
		4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援 P43 (2) 貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援 P44
		5 防災における男女共同参画の推進	(1) 防災における男女共同参画の推進 P45

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大



■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	主管課
審議会等委員への女性の参画割合	26.0%	40.0%	審議会等所管課
地区別ミーティングの参加者のうち女性の参加率	22.7% (R1年度実績)	30.0%	地域げんき課
経営や創業等に関する市の相談窓口及び講座などを利用した女性の人数(累計)	258人	522人	商工振興課
家族経営協定の締結組数	163組	169組	農業委員会
市の管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合	14.4%	20.0%	人事課
ボランティアセンターへ登録している人数	4,224人 (R1年度実績)	4,280人	男女いきいき推進課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

近年、女性の社会進出は様々な分野に広がりつつありますが、いまだ男性中心の社会であり、行政組織や各種団体等における政策・方針決定の場には女性があまり参画できていないのが現状です。

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するため、その意義を全庁的に共有し、審議会等への女性の登用を促進するとともに、市における管理職等への女性の登用を推進します。さらに、地域社会や各種団体等についても働きかけを行い、女性の参画をさらに拡大していきます。

(1) 審議会等への女性の参画促進

No.	取組	内容	主管課
1	審議会等委員への女性の積極的な登用	団体推薦委員における女性の登用について、関係団体への理解と協力を求めるなどの取組を行い、女性の積極的な登用を進めます。さらに、審議会等への女性登用を促進するためのガイドラインを策定します。	審議会等所管課 男女いきいき推進課
2	女性の積極的な参画に向けた啓発	政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するため、女性自らの意識向上、意識改革の促進を目的とした情報の発信に努めます。	男女いきいき推進課

(2) 役職等への女性の登用推進

No.	取組	内容	主管課
1	各種機関・団体等への女性の登用推進	各種機関・団体等に対し、方針決定の場に女性の参画が必要であることを啓発し、役員等への登用を働きかけます。	各種団体等関係課 男女いきいき推進課
2	市における管理職等への女性の登用推進	女性職員が幅広い分野において活躍するために、多様な職務経験を積めるような人事配置、意欲向上・能力開発などの人材育成研修を実施し、女性職員の管理職等への登用を推進します。	人事課

(3) 市政への女性の参画促進

No.	取組	内容	主管課
1	地区別ミーティングへの女性の参加促進	市政の状況を市民に説明するとともに、広く市民の声を市政に反映させるため、各地区でのミーティングへの女性の参加促進に努めます。	地域げんき課
2	一日婦人議会の開催	教育・子育て・環境などの身近な課題を女性の立場で取り上げ、市側へ質問し回答を求める一日婦人議会を開催し、女性の市政への参画を進めていきます。	社会教育課 男女いきいき推進課

施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント※1)と経済的自立の推進

女性が社会の構成員として、様々な分野における活動に参画するためには、女性自身の能力を引き出すエンパワーメントを推進していく必要があります。

女性が多様な能力を身に付け発揮できるように、学習機会を充実させ、社会的役割と責任を担える人材を育成し、女性の経済的自立を推進します。

(1) 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進

No.	取組	内容	主管課
1	女性の人材育成の推進	女性のエンパワーメントを推進するため講座・セミナーを積極的に開催し、学習機会を提供することで、女性の能力開発に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課
2	女性の再就職や起業、経営への支援	経済的自立を目指す女性の再就職や起業、経営に関する情報提供や、各種セミナーを開催します。	男女いきいき推進課 商工振興課
3	女性農業者の経済的地位の向上	農家経営のパートナーとして、労働対価、休日・休暇の均等な取得など女性の就労環境の改善に向けた家族経営協定※2の普及と充実に努めます。また、地域農業の中核を担う認定農業者※3の育成を図り、女性の認定農業者の拡大を促進します。	農林水産振興課 農業委員会

施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

共働き世帯が一般的となりつつある現在においても、市民意識調査では、家庭内での役割分担について依然として女性が多く家事や育児を担っている現状がうかがえました。

男女がともにより良い家庭づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の第一歩です。

女性が社会において活躍の機会を拡大していくためには、女性に偏りがちな家事・育児・地域活動などの負担を見直すことが重要です。男女がともに家事、育児等を自らのことと捉え、主体的に参加するための意識啓発に努めます。

(1) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

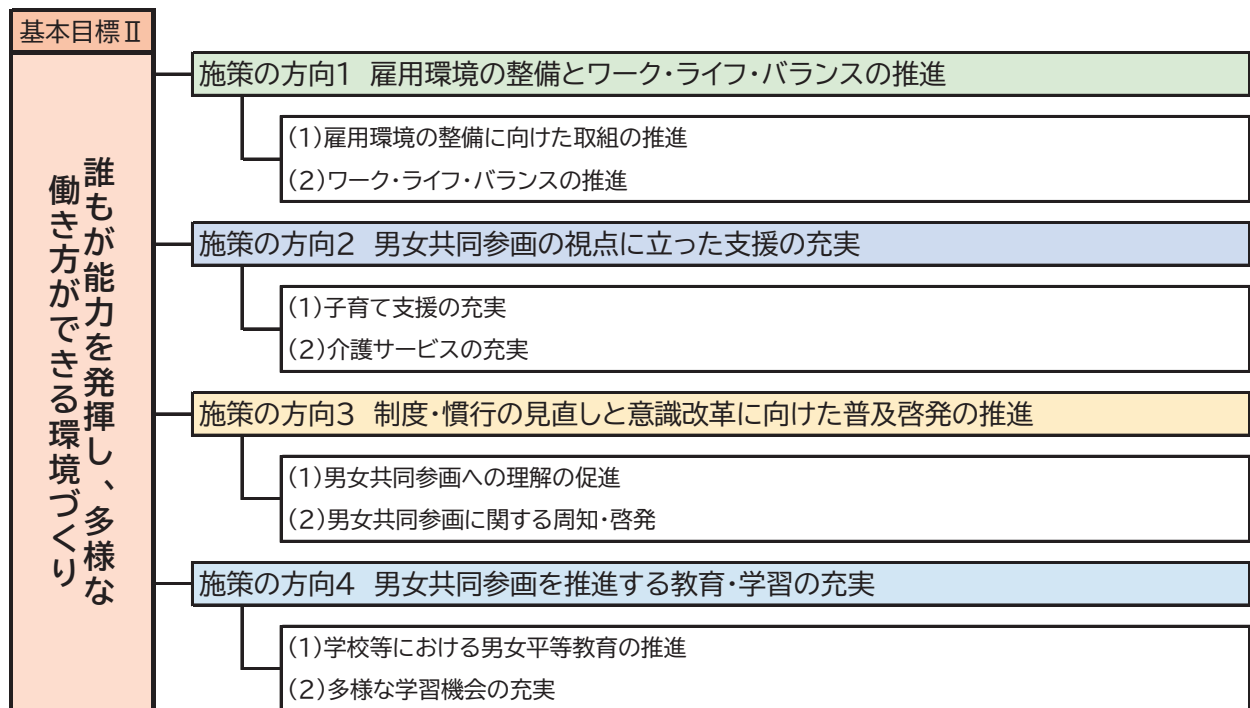
No.	取組	内容	主管課
1	啓発と学習機会の充実	家族が互いに尊重し協力し合い、家事、育児、介護などに携われるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課 こども政策課
2	家事・育児等への男性の参画推進	男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参加する動きを広めるため、男性を対象とした各種講座の開催など、男性の意識啓発に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課 こども政策課
3	ボランティア活動の推進	ボランティア団体等の活動支援や情報発信、団体間のネットワークづくりを推進するとともに、ボランティアセンターの周知に努めます。また、ボランティア養成講座や学校等を通じた周知広報を行い、ボランティアの養成を図ります。	男女いきいき推進課

※1 エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

※2 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯が、意欲とやりがいを持って、経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

※3 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した魅力ある農業経営に向けた5年後の経営目標を農業経営改善計画として作成し、市町等から認定された農業者。

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり



■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	主管課
教育・保育施設における4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
地域子育て支援センターの延べ利用者数	99,686人 (R1年度実績)	125,000人	こども政策課
放課後児童クラブにおける4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
「男女が平等な社会」と感じる人の割合	34.1%	60.0%	男女いきいき推進課
「男女共同参画社会」について理解している人の割合	52.8%	60.0%	男女いきいき推進課
市の男性職員の育児休業取得率	0%	30.0%	人事課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

「男女雇用機会均等法^{※1}」や「育児・介護休業法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はまだまだ残されています。

市民意識調査では、女性が職業を持ち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解をはじめ、働きやすい職場環境づくりが求められていました。

また、個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすものです。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行い、男女ともに働きやすい環境の醸成に取り組んでいきます。

(1) 雇用環境の整備に向けた取組の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女雇用機会均等法の普及啓発	雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に関する情報について、様々な媒体を活用して周知に努めます。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課
2	ハラスメント防止対策の推進	事業所等におけるハラスメントの防止のため、ホームページや広報紙等の多様な媒体を活用して関係法令等の周知に努めるとともに、庁内においても研修等の実施によりハラスメント防止対策を推進します。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課
3	育児休業・介護休業制度の普及促進	男女ともに育児休業、育児短時間勤務、介護休業等の自主的な取得を促すため、気兼ねなく制度を活用できる支援体制など職場環境の整備が必要です。事業所における育児休業・介護休業制度の定着を図るために、情報提供や理解促進に努めるとともに、庁内においても制度の活用を推進します。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課

※1 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組	内容	主管課
1	意識啓発の推進	仕事と家庭の両立に関する意識啓発のための講座の開催や様々な媒体を活用した情報発信を行います。	男女いきいき推進課
2	働き方の見直しの推進	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、長時間労働の削減や年次休暇の取得促進などについて市内事業所に対し周知啓発を行うとともに、庁内においても、働き方の見直し、改善を進めていきます。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画の視点に立ち、男女がともにライフスタイルを柔軟に選択でき、仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築が必要です。

市民意識調査では、継続して女性が働くために必要なこととして「育児休業・介護休業等の制度の充実」が挙げられており、一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けることができるよう子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

(1) 子育て支援の充実

No.	取組	内容	主管課
1	仕事と子育ての両立のための教育・保育サービスの充実	保育所、認定こども園 ^{※1} 、幼稚園等について、将来人口の動向を踏まえながら、適切な定員や受入体制の整備を行います。また、保護者が安心して就労できる環境を整えるため、一時保育 ^{※2} 、延長保育 ^{※3} 、病児保育 ^{※4} など保育サービスの充実及びサービスの周知に努めます。	こども政策課

※1 認定こども園：就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供及び地域における子育て支援の実施を行う機能を有するものとして、県等から認可・認定された施設。

※2 一時保育：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う。

※3 延長保育：保育施設において、定時の預かり時間よりも延長して保育を行う。

※4 病児保育：保護者が働いている場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難なとき、医療機関等で病気の子どもについて一時的に保育を行う。

No.	取組	内容	主管課
2	地域における子育て支援の充実	「地域子育て支援センター ^{※1} 」を地域に密着した子育て支援拠点として位置付け、地域住民と親子の交流や子育てサークル活動の支援、相談対応、子育て講座の開催などを実施し、地域における子育て支援の充実に努めます。	こども政策課
3	放課後児童の居場所づくり	放課後に保育を要する小学生を対象に、適切な生活の場を提供する放課後児童クラブ ^{※2} の充実に努めます。また、放課後や週末等に子どもの安全・安心な活動拠点として学校の空き教室を活用して体験や学習活動の場となる放課後子ども教室を開催します。	こども政策課 社会教育課

(2) 介護サービスの充実

No.	取組	内容	主管課
1	介護サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、疾病予防、生活支援サービス、通いの場の充実に図り、特に認知症に関する支援を強化するなど、地域包括ケアシステム ^{※3} の更なる推進に努めます。	長寿介護課



※1 **地域子育て支援センター**：就学前の子どもがいる家庭の子育て支援の場として専門のスタッフを配置し、親子が自由に遊んだり交流を行う場の提供や、つどい遊び、相談、子育ての情報提供、子育て講座、講演会などを行う施設。

※2 **放課後児童クラブ**：保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

※3 **地域包括ケアシステム**：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって地域内で助け合う体制のこと。

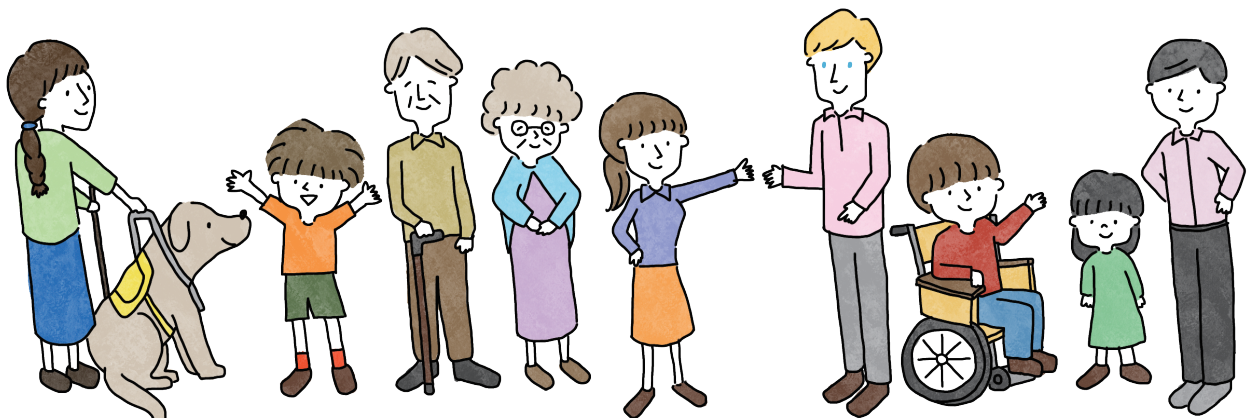
施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、「男女があらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要である」という意識を育てていくことが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差による偏見・固定観念が解消されるよう、さまざまな機会において、男女共同参画に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

(1) 男女共同参画への理解の促進

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画講演会等の実施	幅広い世代が興味・関心を持てる内容を検討し、男女共同参画に関する講演会等を開催します。	男女いきいき推進課
2	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画の視点に立った各種講座・研修会・パネル展示等を実施し、幅広い年代に向けた情報提供を行います。	男女いきいき推進課
3	市民に対する調査の実施	男女共同参画社会の理解度や男女平等観について、毎年市民満足度調査により、市民の現状の把握に努め、結果内容を周知・啓発に活用します。 また、プランの見直し時期に合わせて「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します。	企画政策課 男女いきいき推進課



(2) 男女共同参画に関する周知・啓発

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画に関する周知・啓発	男女共同参画に関する様々な情報の収集に努め、ホームページ、広報紙等の多様な媒体を活用して意識啓発を行います。 また、「男女共同参画週間 ^{※1} 」、「人権週間 ^{※2} 」、「男女雇用機会均等月間 ^{※3} 」等に合わせて男女共同参画に関する情報を提供します。	男女いきいき推進課
2	若年層への理解促進	高校生や大学生を対象に、SNS ^{※4} を活用した男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けた情報発信を行います。	男女いきいき推進課

施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できるようにするためには、学校教育等を通じた男女共同参画への理解促進が重要です。そのためには、幼児期からの家庭教育や学校教育等において、ジェンダーにとらわれない男女平等の教育の充実が必要です。

学校教育は、子どもが社会性を培う中で重要な役割を担っています。教育に携わる職員等の言葉や態度は、子どもたちに大きな影響を与えるものであるため、教職員等への意識啓発に取り組みます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する学習の機会を提供します。さらに、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権や男女共同参画に関する意識づくりを推進します。

※1 **男女共同参画週間**：毎年6月23日から29日まで。男女共同参画社会基本法の公布日である6月23日にちなみ、同法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために定められた。

※2 **人権週間**：毎年12月4日から10日まで。世界人権宣言が採択された日である12月10日を記念して世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るために定められた。

※3 **男女雇用機会均等月間**：毎年6月。男女雇用機会均等法の公布日である6月1日にちなみ、職場における男女均等について労使をはじめ社会一般の認識と理解を深める機会とするために定められた。

※4 **SNS**：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

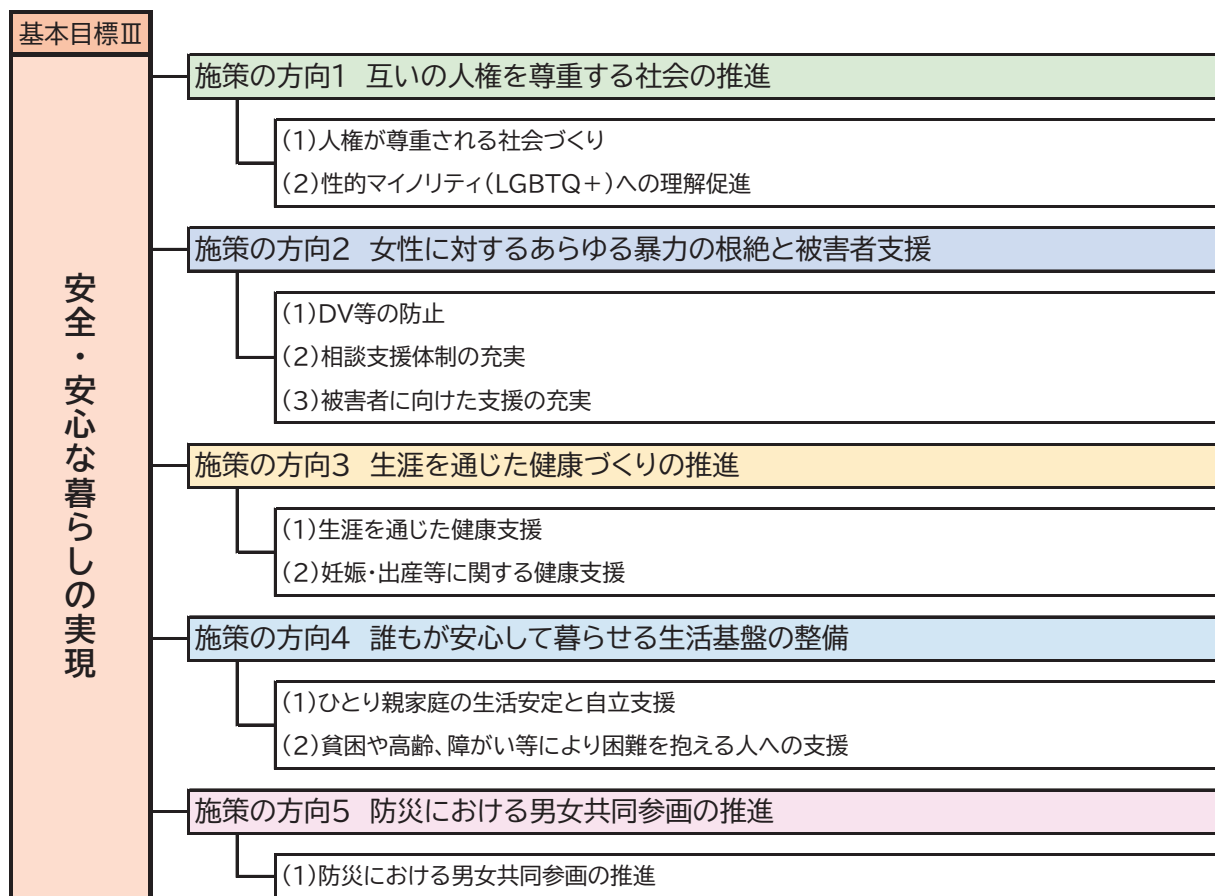
(1) 学校等における男女平等教育の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女平等を推進する教育	子どもの発達段階に応じて、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性など男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	学校教育課
2	教職員等の研修	教育に携わるすべての職員が男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう研修の充実に努めます。	学校教育課 こども政策課
3	家庭科教育の充実	家庭科教育においては、男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について認識を深めさせるため、男女共同参画の視点に立った学習指導に努めます。	学校教育課
4	性別にとらわれない多様な進路指導	進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別にとらわれることなく、生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身に付ける指導に努めます。	学校教育課
5	パンフレットや副読本の作成・配布	小・中学生に向けたパンフレットや副読本の作成・配布を行い、学習機会の創出や理解の促進に努めます。	学校教育課 男女いきいき推進課

(2) 多様な学習機会の充実

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画を推進する講座の開催	男女共同参画について意識の高揚を図り、理解し行動できる人材を育成するため、「女性の人権」「ワーク・ライフ・バランス」「DV」などをテーマとした各種講座を開催します。	男女いきいき推進課
2	男性向け講座の開催	男性の家庭・地域への参画を促すため、男性を対象とした各種講座を実施します。	男女いきいき推進課 社会教育課

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現



■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	主管課
人権教育啓発のための講演会及び研修会の参加者数	334人 (R1年度実績)	500人	学校教育課
性的マイノリティ(LGBTQ+)を理解している人の割合	61.9%	80.0%	男女いきいき推進課
デートDV予防講座参加者数	1,230人 (R1年度実績)	2,000人	男女いきいき推進課
配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	51.4% (R1年度実績)	60.0%	男女いきいき推進課
乳がん検診受診率	20.0%	50.0%	国保けんこう課
子宮がん検診受診率	38.6%	50.0%	国保けんこう課
高等職業訓練促進給付費制度利用による就職率	100.0%	100.0%	こども家庭課
防災会議における女性委員の登用率	17.1%	40.0%	安全対策課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進

人は、誰もが尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない存在です。しかし現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障がいのある人、外国人市民等に対する偏見や差別など、様々な人権侵害が存在しています。

学校等における人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行い、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を推進します。

また、性的マイノリティであることを理由に、差別などが行われることがないように、多様な性への理解促進に努めます。

(1) 人権が尊重される社会づくり

No.	取組	内容	主管課
1	人権教育講演会の実施	人権に関する意識の高揚を図るため、人権教育講演会を開催します。オンラインでの研修など、ニーズに合わせて、内容の工夫・充実を図ります。	学校教育課
2	保育士、幼稚園・小中学校教諭を対象とした研修会の実施	人権尊重を基本とした教育・保育を行うため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、小中学校教諭への研修を充実させます。	学校教育課 子ども政策課
3	人権相談の充実	広報紙やホームページ等で人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供を行い、人権相談業務を充実させます。	地域げんき課 (市民110番)

(2) 性的マイノリティ（LGBTQ+）への理解促進

No.	取組	内容	主管課
1	市民に向けた理解促進	性的マイノリティ（LGBTQ+※1）に関する正しい知識や理解を深めていくために、研修会・講演会等により、理解促進に努めます。	男女いきいき推進課

※1 LGBTQ+：性的マイノリティを表す言葉の一つ。レズビアン（Lesbian、女性同性愛者）、ゲイ（Gay、男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、心と体の性の不一致）、クエスチョニング/クィア（Questioning/Queer、自分の性がはっきりしていない、決めたくない）の頭文字をとったものであり、「+」は上記以外にもたくさんの性の在り方があることを意味している。

No.	取組	内容	主管課
2	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入	誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、大切な人とともに自分らしく生きていけるよう支援していくために、パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ^{※1} の導入について検討します。	男女いきいき推進課 人事課
3	教育の場における理解促進	教職員に向けて性的マイノリティ（LGBTQ+）に関する授業の実践事例の紹介や指導助言をします。 また、正しい知識や理解を深めることを目的としたリーフレット等の作成・配布を行います。	学校教育課 男女いきいき推進課
4	庁内における理解促進	職員向けのマニュアルや、全職員を対象とした研修の実施などにより、庁内における理解促進を図ります。	男女いきいき推進課 人事課

施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪、ストーカー行為などの主に女性に対するあらゆる暴力は、個人の尊厳を著しく侵害するものであり、男女の平等や個人を尊重する男女同参画社会の形成を大きく阻害する要因にもなる重大な人権侵害です。

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があり、市民意識調査では、被害を受けても相談に至らない場合が多く見受けられました。

暴力被害を長期化・深刻化させないために、早期に相談機関につなげることが重要であることから、多様な機会を通じて意識啓発を行うとともに、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

さらに、被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

※1 **パートナーシップ・ファミリーシップ制度**：一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを届け出ることにより、婚姻に相当する関係と公認する制度。従来は法的な婚姻関係にあるカップルに限られていた自治体のサービスを利用することが可能になる。ファミリーシップ制度では、それぞれの同居する子どもや親についても公認し、制度の範囲を広げる。

(1) DV等の防止

No.	取組	内容	主管課
1	DV等防止の意識啓発の推進	配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカ―行為などの女性に対する暴力の根絶に向けて、ホームページや広報紙等様々な媒体や機会、場を通じて、DV等の防止に関する周知・啓発を図るとともに、DV等が人権侵害であるとの認識を深めるための研修会や講座を開催します。	男女いきいき推進課
2	デートDV予防講座の実施	DVの防止には、中学生・高校生などの早い時期からの予防教育が有効であることから、学校におけるデートDV予防講座を開催します。	男女いきいき推進課 学校教育課

(2) 相談支援体制の充実

No.	取組	内容	主管課
1	相談窓口の周知	ホームページや広報紙等様々な媒体や機会、場を通じて、相談窓口の周知を図ります。また、相談機関が記載されたカードとリーフレットを公共施設や商業施設等に設置します。	男女いきいき推進課
2	相談支援体制の充実	様々な相談に対応するため相談員を配置し、多様化・複雑化する相談に対して適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。また、市民に対して身近な場所で、相談から自立支援までをワンストップで行うことができ、被害者支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待される「配偶者暴力相談支援センター ^{※1} 」について調査・研究を行います。	男女いきいき推進課
3	民間団体の活用と連携による相談支援体制の充実	民間団体と連携し、不安や困難を抱える女性が気軽に利用することのできる相談窓口や居場所づくり等の取組を充実させます。	男女いきいき推進課

※1 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等を行う機関。

(3) 被害者に向けた支援の充実

No.	取組	内容	主管課
1	DV等被害者の支援措置申出による支援	警察など関係機関との連携により、DV等被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限や住民票の発行停止等支援を行います。	市民課 男女いきいき推進課
2	DV等被害者に対する住居確保の支援	DV等被害者に対し、市営住宅等の申込み等に関する情報提供を行います。	男女いきいき推進課 建築課
3	関係機関との連携強化	経済面など、多くの問題を抱えているDV等被害者を支援するため、関係機関との連携を強化します。	男女いきいき推進課 保護課 こども家庭課 地域げんき課 (市民110番) 長寿介護課

施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進

男女が互いの人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくためには、身体の特徴を十分に理解し合い、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要です。特に女性は、妊娠・出産などのほか、女性特有の疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる身体の変化や病気の問題に直面することに留意する必要があります。

人生100年時代の到来の中、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持ち、誰もが生涯を通じて健康で充実した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくりの推進に取り組みます。

※1 **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(1) 生涯を通じた健康支援

No.	取組	内容	主管課
1	健康保持のための相談・指導の充実	健康に対する不安を軽減するとともに、本人が家庭において自ら健康管理を行い、健康の保持・増進が図れるよう、健康相談を行います。思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたり健康について、安心して相談できる体制の充実を図ります。	国保けんこう課 こども家庭課
2	心身の健康を保持するための各種健康診査の実施	がんや生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）の早期発見・早期治療のため、がん検診及び特定健康診査の受診率向上を図ります。	国保けんこう課
3	健康講座の実施	健康づくりに関する意識の向上を図るとともに必要な知識の習得のため、健康講座や公民館講座を開催します。	国保けんこう課 社会教育課
4	健康づくり推進員の養成、活動支援	地域で運動を通じた健康づくりを推進するため、健康づくり推進員を養成します。また、フォローアップ講座を実施し、健康づくり推進員の資質向上に努めます。	国保けんこう課
5	食育活動の推進	全ての市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営めるよう、ホームページやSNSといった様々な媒体を活用して食育についての情報発信や食育活動を推進します。また、食生活改善推進員を養成し、その活動の支援を行います。	国保けんこう課

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

No.	取組	内容	主管課
1	妊産婦・新生児に対する訪問指導	産後の母親の体調管理及び精神面のサポートと新生児・乳幼児の順調な発育を支援するため、乳児家庭の全戸訪問を実施します。	こども家庭課

No.	取組	内容	主管課
2	乳幼児・妊婦の健康診査の推進	妊婦や乳幼児の病気や障がいを早期発見し、治療や療育につなげ、健やかな発達を支援します。また、育児不安の軽減を図るために、子育てのアドバイスや育児情報の提供、乳幼児・妊婦の健康診査を実施します。	こども家庭課
3	思春期対策の推進	市内の中学生及び高校生に向けた性講話を通して、次世代に生まれる命の大切さについての普及啓発を図ります。	こども家庭課

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備

ひとり親世帯においては、母子・父子家庭を問わず、子育てと生活の担い手という二つの役割を一人で担わなければならないことから、子育て・生活支援、経済的支援等、各種支援策の充実が必要とされています。

また、高齢者が元気で生きがいを持って自分らしい暮らしを続けることができるよう、健康の保持と生活の安定を図り、地域で包括的なネットワークづくり等の支援体制の整備が求められています。

障がいのある人については、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の障がい状況に応じたサービスの提供や就労機会の拡大が必要です。

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などを行っている「ヤングケアラー」については、社会全体での理解と支援が必要とされています。

これらのことから、様々な生活上の困難を抱える人への相談体制を充実させ、誰もが安心して生活することができる環境の整備を進めていきます。

(1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

No.	取組	内容	主管課
1	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の養育者に対し、生活の安定と自立を促進するとともに、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金など経済的支援を行います。また、ハローワークと連携した就労支援を行います。	こども家庭課

No.	取組	内容	主管課
2	母子・父子家庭の自立支援	ハローワークや社会福祉協議会と連携して、母子・父子自立支援員による自立のための情報提供や相談等の充実を図るとともに、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給することで、母子・父子家庭の生活の安定、自立促進を図ります。	こども家庭課

(2) 貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援

No.	取組	内容	主管課
1	高齢者への支援	誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、加齢による身体機能の低下や生活習慣病の発症による要介護化を予防する介護予防教室の充実を図ります。 また、地域の見守りや支援の体制づくりに努めます。	長寿介護課
2	障がいのある人への支援	障がいのある人が安心して自立した生活を送るために、個々の障がい状況に応じたサービスの提供に努めます。また、就労機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、障がい者雇用の啓発及び生活支援を行います。	障がい福祉課
3	貧困による生活上の困難を抱える人への支援	貧困による生活上の困難を抱える人が、安心して生活していくための相談支援を行います。 経済的な課題を抱えた世帯の児童や生徒に対し、学習支援、日常生活上の悩みや進学についての助言を行い、学習意欲の向上や生活習慣の改善を図ります。	福祉総務課 保護課 こども政策課 学校教育課

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

各地では自然災害が頻発しており、平成23年の東日本大震災を契機に、防災に対する関心が、より一層高まりました。災害対応力を強化するためには、男女共同参画の視点に立った防災のための体制づくりが重要です。

意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画を促進するとともに、防災計画や避難所運営マニュアルの策定・見直し等に際しては、防災部局と男女共同参画部局が連携し、男女共同参画の視点に立った、防災・復興への取組を進めます。

(1) 防災における男女共同参画の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画の視点に立った防災への取組	防災部局と男女共同参画部局の連携を強化し、各種計画の策定や見直し、男女共同参画の視点に立った防災研修の実施など、一体となって取組を推進します。	安全対策課 男女いきいき推進課
2	防災対策における女性の参画拡大の推進	防災会議における女性委員の登用率を高め、方針決定過程に男女共同参画の視点を取り入れます。	安全対策課
3	男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営	大村市避難所運営マニュアルに基づき、災害時における避難所運営委員会設置の際には女性の参加を促すなど、男女共同参画の視点に立った避難所運営を進めます。	安全対策課
4	自主防災組織の促進	男女がともに参画し、自発的に防災活動を行う自主防災組織の結成を促進します。	安全対策課



第5章 プランの推進

1 連携と協働による推進

(1) 関係行政機関との連携

男女共同参画に関する国・県からの正確な情報を収集するとともに、他市町と連携し、積極的な情報交換に努め、各施策を総合的に推進していきます。

(2) 市民・事業者・各種団体との協働

市民・事業者・各種団体において男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供・研修機会の提供等を行い、男女共同参画の推進に協働で取り組みます。

2 庁内における推進体制の充実

(1) 大村市男女共同参画懇話会

学識経験者、関係団体等の代表及び公募市民から構成される「大村市男女共同参画懇話会」において、プランの着実な推進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図っていきます。

(2) 男女共同参画庁内推進会議

市の関係部長等で構成される「大村市男女共同参画庁内推進会議」において、男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の検討及び推進を行うとともに、関係部局及び関係行政機関との連携を充実させます。

(3) 男女共同参画庁内推進会議幹事会

「大村市男女共同参画庁内推進会議」に課長級職員で構成される幹事会をおき、男女共同参画社会の形成に関する施策の検討及び推進を行うとともに、関係課との連携を充実させます。

(4) 各課庁内推進員

積極的な施策事業の展開を図るため、庁内の各部署に推進員を置き、全庁的な推進体制の強化を図ります。また、推進員に対し、男女共同参画の視点を養い、市の施策に活かすことを目的とした研修を行います。

(5) おおむら男女共同参画推進事業実行委員会

大村市男女共同参画推進センター利用団体や一般市民で構成する「おおむら男女共同参画推進事業実行委員会」を主体として、男女共同参画に関する講演会等の啓発事業に取り組みます。

(6) 大村市男女共同参画推進センター

「大村市男女共同参画推進センター（ハートパル）」は、男女共同参画社会を目指して、意識啓発や人材育成、学習機会の提供、相談事業、情報提供事業等の諸事業を実施するとともに、団体、グループ、地域との連携・協働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援します。

3 プランの進行管理

(1) 進捗状況の管理

毎年度具体的な施策の実施状況をとりとまとめて、その進捗状況を把握し、計画期間内における目標達成に向けた事業展開を図り、着実な進行管理を行います。

(2) 市民への情報公開（広報・ホームページでの公表）

各事業等の実施状況について「進捗状況報告書」を作成し、ホームページ等を通じて公表します。



資料編

現在調整中

第5期 おおむら男女共同参画プラン

発行/大村市総務部男女いきいき推進課
(大村市男女共同参画推進センター「ハートバル」)

TEL 0957-54-8715

URL <http://www.city.omura.nagasaki.jp/>

